

## 2023年度（令和5年度）第1回返子市まちづくり審議会会議録

日 時 2023年（令和5年）5月29日（月）

10時00分～

場 所 市役所5階 第2会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) まちづくり審議会の今後のスケジュール
- (2) 総合計画の改定及び中期実施計画の策定
- (3) まちづくり基本計画の整理
- (4) 総合計画実施計画に係る進行管理

### 3 閉 会

出席者 8名

中 西 正 彦 会 長	杉 田 早 苗 委 員	足 立 悠 委 員
古 谷 雄 一 委 員	矢 島 明 委 員	三 輪 数 比 古 委 員
関 基 治 委 員	岡 川 直 委 員	

欠席者 1名

渡 邊 竹 夫 委 員

事務局

石井環境都市部長 青柳環境都市部次長 三澤まちづくり景観課長 坂本副主幹  
森主事

傍聴 0名

【三澤課長】 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日のまちづくり審議会は、渡邊委員は事前に欠席の御連絡を受けております。杉田委員、岡川委員は10分ほど遅れるという御連絡をいただいております。委員総数は過半数以上に達しておりますので、逗子市まちづくり条例施行規則第62条第2項の規定により会議が成立していることを御報告申し上げます。

年度当初でございますので、人事異動が少しありましたので御報告させていただきます。部長、次長、私、あと担当は引き続き変わらず担当させていただきますが、4月より坂本副主幹が追加で来られております。

【坂本副主幹】 坂本と申します。よろしくお願いたします。

【三澤課長】 10年前ぐらいにまちづくり審議会を担当していたので、非常に心強いと思っていますので、よろしくお願したいと思います。

会議を開催するに先立ち、会議の公開及び議事録の作成について御報告申し上げます。本日の会議も原則公開となっております。傍聴希望者がいる場合は入室を認めていますので、御了承ください。会議録については、反訳会議録を作成いたしますので、会議を録音させていただき、後日作成させていただきます。

それでは、中西会長、よろしくお願いたします。

【中西会長】 皆様おはようございます。それでは、2023年度（令和5年度）第1回逗子市まちづくり審議会を開催いたします。

まず、全体の進め方について、事務局から説明をお願いします。

【三澤課長】 次第を見ていただきまして、本日の議題について御説明します。1つ目、まちづくり審議会の今後のスケジュール、2番目、総合計画の改定及び中期実施計画の策定、3番目、まちづくり基本計画の整理、最後に総合計画実施計画に係る進行管理になります。

議題1、2については、簡単に御報告させていただいた後、議題3については今まで行われてきた議論を踏まえて、今後の考え方によって事務局で整理した内容を説明した後、皆様からの御意見をいただければと思っております。議題4につきましては、例年行っている総合計画の進行管理について御意見をいただきたいと思っております。以上です。

【中西会長】 ありがとうございます。このような進め方ですが、皆様よろしいでしょうか。3はちょっと重いのですが、1、2はその前提として大事ですので、状況に応じてご対応の方をお願いします。

それでは、早速議題1のまちづくり審議会の今後のスケジュールについて、これを事務局から御説明をお願いします。

【三澤課長】 資料1-1のスケジュール表を御覧ください。この2年間、2023年、2024年の2年間のスケジュール表となっております、本日5月に審議会1回目、総合計画実施計画の事業評価とまちづくり基本計画の整理ということです。今年度に関しましては、かねてより議題とさせていただいているまちづくり条例におけるまちづくり基本計画の在り方を今後どうしていくかという議論を重点的に進めたいと思っております。8月には都市計画マスタープランを今、策定中なので、その御報告ができたかなと思っております。最後の1月に4回目の審議会を予定しております、最後にまちづくり条例の諮問・答申をさせていただき、2月に条例の市民説明会、パブリックコメントを経て、来年の6月ぐらいの議会に上程できたらなという形で思っております。事務事項の中に都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定、完了予定ということで、今年度中に完了と。これは環境都市課のほうで担当しているということになります。

2024年度に入ってからですね、この都市マスタープラン・立地適正化計画の策定を受けたような形ですね、今後その条例のですね、基本的に開発基準についてまた検討を進めていけたらなと思っております。委員の改選が2024年8月19日までが任期ということになっておりますので、そこから委員改選になるということになります。

簡単ではございますが、スケジュールは以上になります。

【中西会長】 はい、ありがとうございます。さらっと御説明されましたけれども、まちづくり条例の改定ですね、かなり大きい話で、本日3でもですね、この話をしなければならないと私は思っておりますが、このようなスケジュールが前提になるということで、御承知おきいただければと思いますが。何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、次に議題2の総合計画の改定及び中期実施計画について、これも事務局から御説明をお願いします。

【三澤課長】 それでは、総合計画の改定について、少し簡単に御説明します。皆様のお手元にこの分厚い冊子があると思いますが、これが今年度というか、昨年度来ずっと検討してきた総合計画の中期実施計画が策定されて冊子化されましたので、皆さんに御報告させていただくということになります。

付箋がついていまして、付箋のところを見ていただくと、マーカーで印がしてあると思うん

ですけど、これは以前から御質問というか、御要望のありました総合計画とまちづくり基本計画、包含しているわけなんですけど、包含というのほどこなのかという話がずっとあったと思うんですけど、実際マーカーされているところが包含というか、溶け込んでいる部分ということで表させていただいているという形になっております。

3ページを見ていただくと、序文があって、まちづくり基本計画のビジョンがしっかり示されているのは変わらないということになっております。

何がじゃあ具体的に変わったのかというところを見ると、10ページ目を見ていただいて、主な変更点というのがあるんですけど、3つ挙げられているんですけど、1つはまち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化ということ、これまでは別々にあったんですけど、市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上での重要課題であることから、2つの計画を一体化させて、より合理的・効率的に推進を図ることが1つ目。

2番目は、かねてより御報告させていただいている総合計画、都市計画マスタープランとの分離ということですね。総合計画とまちづくり基本計画の一体化により、まちづくり基本計画に包含された都市計画マスタープランも、総合計画に包含されているとして位置づけられていましたが、都市マスタープランの記載事項が明記されていないことから、本市が目指す都市計画の方向性が分かりにくくなっていたところを改善するということでもあります。

3番目ですね、個別計画との総合関係の見直しということで、今まで3層構造という形をとっていたんですけど、計画運用の合理性を高めるため、行政計画の必要性は分野ごとに、個別に判断することとして、進行管理についても個々の計画に合った適切な方法で行うものとしますとなっていますので、今日の議題の最後にある総合計画の実施計画に係る進行管理の部分は、今後はなくなるということになりますので、今回の進行管理が最後ということになります。

72ページ、73ページを御覧ください。これが主に土地利用方針とあって、まちづくり条例に大きく関わる部分なのかなと思うんですけど、マーカーされている部分と、赤くアンダーラインが引いてあるところがあると思うんですけど、マーカーされているところがまちづくり基本計画の部分で、赤字で線が引いてあるところは、これは桐ヶ谷市長が就任した平成30年の際ですね、追記している部分ということになります。まちづくり基本計画とはあまり関係ないですけど、一応そういう整理で記載させていただいているということになります。

157ページを御覧いただきますと、基本構想の第4節、良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまちということで、この審議会の所掌事項と言われるものが、この1ページにな

るのかなというふうに思っております。計画的なまちづくりの推進ということで、本市の良好な住環境は、土地利用に関わる3条例によって維持・創出されているが、都市としての成熟期を迎えた現在、少子高齢化や多様化する住民ニーズに対応していくため、守るべき環境を保全しつつ、限られた市街地の質を高めることにより、誰もが豊かに暮らせる魅力ある住環境を形成していくことが求められている。そういう課題の中で、重要業績評価指標（KPI）として、市を取り巻く環境の変化による条例運用上の課題を早急に対応するため、3年ごとに土地利用に関わる3条例の見直しを行うということが指標として掲げられているということになっております。

主な内容は以上になります。以上で説明を終わります。

【中西会長】 ありがとうございます。何気なく、結構大きい変更がいろいろあるよとは思いますが、皆様何か御質問、御意見等あれば。報告ということではありますが、この機会に理解をいただければと思いますけれども。

【古谷委員】 1点確認だけさせてください。今、御説明があったことの確認ですけど、この赤字の部分、赤いマーカーで指されている部分がまちづくり条例に関わる部分とおっしゃった。

【三澤課長】 72、73あたりですよ。

【古谷委員】 全体的に赤いマーカーを引いてくださったところが、まちづくり条例に関わる部分とおっしゃった。

【三澤課長】 そうじゃなくて、赤いところは桐ヶ谷市長が就任された…ごめんなさい。人によってね、マーカーの色が違うんです。（笑）ごめんなさい。

【古谷委員】 赤でした。

【中西会長】 とにかく、全体のですね。

【足立委員】 マーカーは青だけど、下線が赤ですという。どっちがどっちか分からなくなる。もう一回教えていただいて、いいですか。

【古谷委員】 線を引いたところと、マーカーで塗ったところがあるじゃないですか。

【三澤課長】 まちづくり基本計画の部分です。

【古谷委員】 まちづくり基本計画の部分。

【三澤課長】 そうです。下線が引いてあるところは、桐ヶ谷市長が就任されたときに追加方針というんですかね、がつけ加えられたところですね。

【中西会長】 まちづくり条例の中で、まちづくり基本計画というものが位置づけられている。

ただ、それが独立したものとしてあるんじゃないなくて、かなり大きな計画だったので、総合計画の中に組み込んでいるというか、溶け込ませているというか、これを見ると山ほど、そのまちづくり基本計画からこういう受け継がれているものがあるということ、こういう場所で全てお示ししてくださっているということだと思います。

【古谷委員】 ありがとうございます。

【中西会長】 この何か付箋の数がすごいと思うんですけど。ただ、今日の後半では、まちづくり条例の中で何を規範的な計画と見なすのかということについての議論をしていただきたいと思っていて、その議論のいかんによってはこのマーカーを引くような作業が今後はなくなっていくかもしれないと思います。それは3のほうで議論することにして。

これ、結構157ページのK P Iで、条例の見直しを行うというのはK P Iなんですかね、何か謎の、指標というのがよく分からないんですけど。これは行動指針みたいな感じなんですけど。K P Iの指標でちょっと面白かったんですけど。見直していくということですね。

【三澤課長】 はい。

【中西会長】 3年ごとに、じゃあ必ず見直す。見直すというのは、必ずしも改定しなくていいんだけど、議論して、中身の良しあしというか、適正さを確認していくという意味合いですか。

【三澤課長】 そういう意味合いも含まれます。必ずしも何か条文が変わるということではなくて、しっかり点検をしていくという。

【中西会長】 そういうことですね。だから、まちづくり条例に関して言うと、この審議会、3年に1回ぐらいはちょっと全体の構造確認みたいなものが行われるというようなことがおこなわれると。いかがでしょうか。ちょっと私、非常に計画について関心があるので、これ、個人的な質問に近いんですけど、大分変更点の3つ目というのは、私から見ると興味深い変更で、今まで、皆さんどう思ったか知りませんが、逗子市の計画体系って、ものすごくマニアックな計画体系だと思うんですね。3層構造をしっかりとやっていて、正直、逗子の人口規模とかで、こんなにきっちりした計画の体系の図を書いているところなんか見たことないんですけど、ほかに。ある意味、それは面白くもあり、ヘビーというか、運用が少し、逆に硬直化してしまう面もあったことだろうと推察していて、そういう意味では今回、ある意味、曖昧にしたといたしますか、ジャンルごとに少し自由度を上げた形になったのかなというふうに理解しています。それはよしあしというよりは、そういう判断されたということで、いいことだというのと、

逆から見て、なのでホームページをちょっと今見てみたんですね。もしホームページ、表示するのは可能ですか。逗子市の市政情報の計画、施策のところなんですけど。難しかったらいいです。

【三澤課長】 いや、大丈夫です。

【中西会長】 市政情報の計画。昨年度までは、ここにマニアックな図が結構入っていた記憶があるんですけど。どうなったかなと思ったら、割とさらっと、よく言えばシンプルになっていて、ところが、これ見ると、まちづくり条例がどこに入るか、ちょっとよく分からないから、まちづくり関係の話がどこに入るかよく分からないんですね。私は都市計画云々なんですけど、都市計画もどこに入るかちょっと分からない部分があって、このジャンル分けについて少し、何かに基づいてこういうジャンル分けになっているのか、あるいはたまたまホームページ作るので整理したのか、伺いたいんですけど。それって結構市の計画体系に関係するなと思って。よろしければ、後で御確認くだされば結構ですけど。

環境・景観なんですけど、必ずしもまちづくり条例、環境・景観だけじゃなくて、都市づくりとか、そういうものに関係してくるんですけども、ほかのところに意外と「都市」という言葉がないなと思っていて、ちょっと文言だけの話しなんですけど、でも、この横にある計画の体系の区分というのが意外と行政の中の構造とかと対応していたりするので、割合と見通しをつけるためには大事かなと思って。あまり深い意味がないような気はするんですけど、その辺りの妥当性については、ちょっと御検討くださいと言っておきたいと思います。ぱっと見たときに、例えば都市マスができたときに、どこを見たら都市マスが出てくるのか、一瞬迷うなという気がします。まちづくり条例と環境計画というのは、逗子ではそうかもしれませんが、ほかの市から見るとですね、必ずしもそこにあると、ぱっと見つからなかったりするので、ちょっとやや細かいところ、重箱の隅を、しかもホームページの話なので恐縮ですけど、それが実はこの総合計画の中に何かそういう区分けがあるのかなと思って聞いてみたんですけど。今この場でというよりは、お時間があるときにでもちょっと御確認ください。

皆様のほうから何か、いかがでしょうか。

じゃあ、報告ということで、これについてはざっとお目通しをしていただいたり、まちづくり基本計画、これはもう入ったかなと、後で見ておいていただくということで、3のほうでまたこれにもしかして遡る議論もあるかもしれませんが、次に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に議題の3の一番重い議題だと思いますが、まちづくり基本計画の整理について、入りたいと思います。これについて事務局から御説明をお願いします。

【三澤課長】 それでは、前回審議会でも議論はしていただいておりますまちづくり基本計画の整理について、今まで議論された内容も含めて、スライドで御説明したいと思いますので、森から説明させていただきます。よろしくお願いします。

【中西会長】 後で皆様から御意見いただきますので、何か言うことを考えながら聞いてください。

【森主事】 それでは、まちづくり基本計画の整理について御説明させていただきます。前回の審議会から少し時間がたっておりますので、改めて現状課題について簡単に御説明させていただきます。先ほど三澤のほうからも説明ありましたように、右下の図のように都市計画マスタープランを包含する形で作られたまちづくり基本計画が、その後総合計画と一体化されて、さらに今度は都市計画マスタープランの要素を抜き書きして新たに計画を策定することとなりました。このため、まちづくり基本計画の計画体系が煩雑化するとともに、内容が総合計画と都市計画マスタープランに散在してしまい、分かりづらい計画となってしまいました。このことについて、前回の審議会では御意見を様々ないただいた次第です。

前回の審議会では、主に大きく2つ、まちづくり基本計画の計画体系についてと、まちづくり条例に規定される市民提案制度の活用方法についての議論が中心だったことから、今回の審議会ではこの2点について整理していきたいと考えています。

まずは、まちづくり基本計画の計画体系について御説明させていただきます。お手元の資料、先ほども説明ありましたが、資料2-1のほうで挙げさせていただいたように、新しい総合計画が策定されたわけですが、まちづくり基本計画の理念は、逗子市のビジョンとして記載されて、基本構想や実施計画の中にも内容が記載される形となっております。しかし、まちづくり基本計画の内容については、理念や目的は保持されているものの、実際に中身を見ると、右の図のように文章が点在して、どの部分がまちづくり基本計画の記載によるものかがすごく分かりづらい状態になってしまっております。このことから、開発指導の対象となる事業者に対して、まちづくり基本計画をまちづくり条例の原拠として説明して協議していくことが困難な状況となっております。

そこで、他市町村ではまちづくり条例の原拠となる計画をどのように整理しているのかというのを、前回の審議会では御紹介させていただきました。ちょっと簡単にではありますがけれど



も、他市の事例を簡単に御説明させていただくと、逗子市のようにまちづくり基本計画が都市計画マスタープラン、総合計画と全てが一つになっている一体型。国分寺市はまちづくり基本計画をまちづくりに関するほかの各種計画を包括して総称している包括型。大磯町は土地利用の基本的な計画としてまちづくり基本計画と都市マスが同期であるものとして整理して、ほかの計画とは区分され、独立した計画となっているため、独立型。町田市はまちづくり基本計画がまちづくりにおける基本的なビジョンとして明確化され、その実施計画として主要な分野を包括している主要計画包括型として整理することができます。

前回の審議会では、まちづくり基本計画自体を存続するか否かについて議論するとともに、仮にまちづくり基本計画がなくなってしまうことで、市民提案制度の機会が失われてしまうことに対する貴重な御意見を頂戴いたしました。そこで、前回の議論を踏まえて、このように整理したらどうかという変更案を事務局から簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、まちづくり基本計画は、内容や理念が総合計画に反映されていることから、まちづくりのビジョンとして総合計画に昇華されたものとして規定します。また、今までまちづくり基本計画が総合計画と一体化されていたことから、まちづくり審議会だけでは適否を判断できない、例えば福祉の要素だとか教育などの要素、土地利用に関わる以外の要素も含まれていたもので、まちづくり計画を整理するこのタイミングで、まちづくり審議会で審議する事項を土地利用に関わることに限定します。その上で、総合計画に記載されたまちづくりのビジョンの実行計画として、都市マスや立地適正化計画等の土地利用に関わるものが記載される各種計画を位置づけることとし、これらの実行計画を全てまちづくり条例の原拠となる計画として位置づけることとします。こうすることにより、計画体系を簡素化でき、土地利用に関する市民提案については、今までどおり各種計画へ反映できる仕組みを残すことができると考えています。

また、今まで提案することのできた土地利用以外の要素、教育とか福祉の要素ですね、そういった提案については、まちづくり条例とは別の既存の協働事業提案制度で担保することとします。この協働事業提案制度についても、また後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

これは前のスライドで説明した計画等を序列した図になります。まちづくり基本計画は、そのビジョン等が総合計画に昇華されたため、最上位の計画となります。その総合計画のまちづくりのビジョンに対する実行計画として、土地使用に関わる各種計画が存在します。この土地利用に関わる各種計画に基づく開発指導の条例として、まちづくり条例が存在する形となります。このように整理するメリットとして、市民提案を行政計画に反映できる仕組みは残しつつ、

煩雑化したまちづくり基本計画がなくなることで、行政計画をシンプルにできると考えています。

また、デメリットとしては、市民提案制度による提案内容が土地利用に限定されてしまうことが挙げられますが、土地利用以外の提案については、先ほどのスライドでも出てきた協働事業提案制度で担保できるものと考えています。

ここで、協働事業提案制度について御説明させていただきます。協働事業提案制度とは、行政課題に対して市民団体等が事業計画の提案ができるという制度になります。右の図は、事業提案のフロー図になります。まず、提案された内容について、書類審査を行った後、提案内容によって担当課を決定します。担当課と市民団体が協議を重ね、市長が提案事業をヒアリングします。その後、事業化するか否かが査定され、事業化が決定された後、議会による予算審査が通れば協定を締結し、実際に事業を行っていくという流れになります。

この制度のポイントとしては、提案内容のゴールを行政計画への反映としておらず、具体的な事業提案であることがポイントとして挙げられます。また、提案内容によって事業担当課が判断され、予算化された上で事業決定されるため、市民団体が提案した提案内容の実効性が担保されることがポイントでもあります。この制度を活用することで、今までまちづくり基本計画で提案することができた土地利用以外の提案についても、担保できるのではないかと考えています。

これは、協働事業提案制度で実際に採択された事業の一覧になります。この制度の趣旨は、行政課題に対する事業提案というものですが、実際に採択された事業を見ると、例えば逗子の魅力発信に関することやフェアトレードに関する事など、行政課題に対する取組というよりは、かなり自由テーマに近く、事業提案自体が多岐にわたり、市民提案の受け皿としては汎用性の高い制度であるということが分かるかと思えます。

次に、これは協働事業提案制度とまちづくり条例で提案できるテーマ型まちづくり提案制度の比較表になります。提案できる内容は、協働事業提案制度は実質的に自由テーマであることから、どちらも提案内容は幅広く提案することができます。合意要件については、協働事業提案制度では特に必要としないものに対して、テーマ型では住民の50分の1以上の同意を得る必要があります。提案者の要件は、協働事業提案制度では市内での活動実績が必要となります。活動や意見募集期間については、テーマ型は期間の制限がないものに対して、協働事業提案制度では活動期間は原則1年間で、最高3年間継続が可能となり、意見募集の期間については、

担当課との調整、予算の議決を必要とするため、事業開始年度の1年1か月前と提案できる期間が限定されています。団体への支援については、負担金をはじめとする金銭負担や市のかかわり方についてはあまり差はありません。提案内容のプロセスについては、協働事業提案制度では採択されれば議会による予算審査を受けた後、担当課と協定を締結し、事業の実施が確約されることに対して、テーマ型ではまち審の意見聴取を行った後、まちづくり基本計画に反映するように努めなければならないと規定されています。

次に、まちづくり条例に規定される提案制度の活用方法について説明させていただきます。現在のまちづくり条例では、市民の主体的なまちづくりの取組を市が支援する仕組みが規定されており、それが地区まちづくり計画とテーマ型まちづくり計画となります。市民が主体的につくったこの計画を、最終的にまちづくり基本計画に提案できる仕組みとなっています。しかしながら、まちづくり条例が制定されて以降、地区まちづくり計画もテーマ型まちづくり計画も、市民から提案された事例はありません。

このように、まちづくり条例において市民参加による計画をまちづくり条例に提案できる制度により、市民と行政が協働でつくり上げる仕組みを構築しています。前回の審議会では、この仕組みが使われておりませんので、改善をして活用される仕組みをつくるべきであるという御意見を頂戴いたしました。そこで、逗子市と同様の制度が存在して、比較的活用されている他市の事例を御紹介したいと思います。

これは狛江市の事例になります。狛江市は逗子市と同様に、まちづくり協議会とテーマ型まちづくり協議会が存在しますが、その前段としてまちづくりグループというものが存在します。これは、提案団体がいきなり具体的な計画などを考えるにはハードルが高いため、計画などの構想がなくても、まちづくりの課題や考え方のイメージを共有し、計画策定までを支援する役割を担っています。

このように、まずはまちの関心事をグループ内で共有し、話し合うきっかけをつくった上で、共有した課題や考え方が地区まちづくり計画かテーマ型まちづくり計画のどちらの提案として進行すべきかの方向性を支援し、それが決まったらいずれかの協議会を再度発足することとなります。

その後の工程プロセスについては同じ流れですが、提案された内容に対して市の見解を示した後、有益であると市が判断した場合は、行政計画に反映される仕組みとなっています。また、テーマ型まちづくりのほうで提案できる内容は、緑の保全や歩行環境、景観形成等の分野に限

定されています。合意要件については、地区まちづくり計画、テーマ型まちづくりの計画において、具体的な合意要件を設けておらず、十分な市民説明とアンケートの実施等の自主的な合意形成活動を行うことと規定しています。

これは狛江市の提案された実績になります。これはテーマ型で提案された内容になりますが、交通に関する提案を同じ団体が特定の地域において何度も提案し、最終的に都市計画マスタープランに反映されていることが分かります。

これは、まちづくりグループと地区まちづくり協議会の提案実績になります。狛江市は相対的に自主的な合意形成活動にとどまっていることから、提案要件のハードルが低いこともあり、提案数が多いということが分かります。

次に練馬区の事例です。練馬区も逗子市と同様に、地区まちづくり協議会とテーマ型まちづくり協議会が存在します。工程プロセスについては、提案された内容を審査した後、行政計画として反映するかどうかの可否を明確に判断し、見解書を公表するというのが特徴的です。また、テーマ型まちづくりについては、狛江市と同様に提案できる内容を、土地利用に関わるまちづくりの分野において、緑の保全、景観の形成、災害のテーマに限定しています。合意要件については、地区まちづくり計画では対象地区が3,000平米以上で、かつその地区の住民の2分の1以上の同意と規定されており、テーマ型については十分な市民説明と意見聴取を行うこととして、具体的な合意要件を求めています。

練馬区の実績は、地区まちづくり計画が過去2件、テーマ型が1件の提案実績となっているものの、地区まちづくりの真ん中の高野台5丁目の提案については、協議会は発足されたものの、提案については合意要件が困難であるため、ビジョンの共有にとどまって、提案されていないという実情になっています。

次に、国分寺市の事例です。国分寺市も地区まちづくり協議会とテーマ型まちづくり協議会が存在し、いずれも工程プロセスは同じなので、ここでは図解を1つにして説明します。国分寺市の場合は、工程プロセスは2種類の方法で提案することができます。①の事前合意型については、逗子市と同様に事前に合意要件を満たした上で提案が可能であるという方法です。この合意要件については、地区まちづくり計画が対象地域が3,000平米以上で、かつその地区内の2分の1以上の同意が必要となります。テーマ型まちづくりでは、市民居住者の50分の1以上の合意が必要となります。

一方、②の提案調整型については、合意要件を必要とせず、審議会への同意と説明会の実施

により提案が可能となる方法になります。また、このプロセスを得て、提案された計画については、審議会の意見を聴取した上で行政計画に反映するか否かの可否を決定することになります。

国分寺市の実績は、地区まちづくり協議会が2件、テーマ型まちづくりが1件となっておりますが、いずれの提案も合意形成を必要としない提案調整型での提案となっております。ここで言う②番のほうですね。国分寺市の事例を見ても、合意要件のハードルを下げることによって提案が出やすくなるのではないかと考察することができるかと思えます。

これは他市との比較表になります。テーマ型で合意要件の定数を定めているのは、逗子市と国分寺市となりますが、国分寺市では事前合意を必要とせずに提案できる提案調整型が存在します。提案内容については、逗子市では比較的何でも提案できる自由テーマであるのに対して、各市では緑や交通環境、景観、災害など、土地利用に関わる内容に制限した上での提案制度となっています。

最後に、右側の提案実績を見ても分かるように、合意要件のハードルが低く、提案できるテーマを分かりやすく限定することで、市民提案がしやすい制度になるのではないかと考えています。

比較的提案実績が多い他市との比較により、逗子市の現状の市民提案制度の課題は、大きく3つあると考えています。1つ目は、計画を策定して提案するという構造自体が市民にとってはハードルが高い。2つ目は、テーマが漠然としていて、市民にとってどういった提案をしていいのか分かりづらい。3つ目は、提案に対しての合意要件のハードルが高い。これらの課題をクリアできるような市民提案制度となるように、制度改正ができればと思っています。

これらの課題を踏まえて本日は議論をしていただきたいと考えておりますが、具体案があったほうが議論しやすいと思いますので、こちらについても一応変更案をお示ししたいと思います。

今まで特定地区における一定のルールを定める場合は、地区まちづくり協議会を発足し、市全体のテーマに関わる提案であればテーマ型まちづくり協議会を発足するという提案する内容によって発足する協議会が異なるため、提案の初期の段階で明確な目的を持って協議会を発足することが望まれておりましたが、先ほど紹介させていただいた狛江市のように、提案の初期段階では明確な目的を持ってなくても、まちの関心事や課題を共有する場を提供できるように、地区まちづくり協議会とテーマ型まちづくり協議会を統合し、まちづくり協議会として認定す

ることとします。その上で、右の図のように、協議会発足後は話し合われた内容について、まちづくり審議会で意見聴取を行い、行政計画に反映するべきものなのか、地区計画とするものなのか、それとも事業として進めるべきものなのかの最適な手段について助言することとし、行政計画に反映するとなれば各計画を議会に諮り、最終的に計画に反映するか否かを判断するという流れになります。

この際、計画の提案については、合意の人数要件を設けず、事前の意見聴取や説明会など、自主的な合意形成活動を行ってもらうものとして、合意要件のハードルを低くすることとします。このような仕組みにすることで、市民提案の入り口が明確な計画提案に限定されないことから、提案しやすくなる上に、提案時の合意要件のハードルが低くなることによって、より提案されやすい制度になると考えています。

最後に、今説明させていただいたとおり、事務局より変更案について御説明をさせていただいたところではありますが、今回の審議会では他市の事例を踏まえ、まちづくり基本計画の計画体系とまちづくり提案制度の活用方法について御意見をいただければと思っています。以上となります。

【中西会長】 御説明ありがとうございました。結構実はいろんな論点があって、話も広いので、中身を整理していかなければなりません、論点を順番にちょっと議論したいなというふうに思います。実は今回の提案は、かなりまちづくりという範囲をどこを考えているかという話とか、実はまちづくり条例、これまでの根幹にタッチする部分なので、多分皆様、よくよく考えるといろいろな御意見がありそうな気がしております。ただ、一方で、計画体系だとかいろいろマニアックといいますか、難しいかなと思っています、そこについては意見のあるなしも含めてですね、共有していただければと思います。

じゃあ、まず課題の整理、この資料3-1のスライドで言うと3という番号がついている、課題の整理の1と2、ちょっと順番に議論したいなと思います。まず1のまちづくり基本計画の計画体系について、御質問や、そもそもですね、7枚目のスライドにですね、大分、こういうふうにしたらどうかという事務局提案がありますので、この辺り、御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

条例の中に、条例を作ったときにはあまり計画体系というものが行政の中にそんなに制度としてもちょっと薄かった時代だったですね、まだ。なので、まちづくり基本計画って大事な計画を位置づけて、それが大事だよということにしたんですね。ただ、その後に、様々な計画が

作られる時代になったので、ちょっと逆にまちづくり基本計画にという、個別のものがある体の条例ということで、ちょっとやりにくくなってきた面があると思うんですよね。それを逗子市さんは、運用で総合計画になじませたりとか、いろんな言ってみれば現場でちょっと議論されて対応してきたところがあるんですが、実はこの機会にまちづくり基本計画という言葉はなくすんですかね。なくすんだけど、この条例としてはこれを大事にしますよというものを、今あるものをちゃんと位置づけて、明示しようという方向に変更案がなっているというふうに御理解いただければと思いますけど。そんな理解でよろしいですよね。

【三澤課長】 はい。

【中西会長】 いかがでしょうか。

【古谷委員】 確認なんですけど、8ページの図で言うところの会長がおっしゃってくださったように、まちづくり基本計画はなくす。ただ、まちづくり条例は残る。まちづくり条例は、そうなるかと微調整をするということですか。

【中西会長】 微調整。

【古谷委員】 分からないんですけど、さっき根拠法というか、まちづくり条例をまちづくり基本計画のベースに作られたという理解でいいですか。そのベースが総合計画に内包されたから変わらないといえば変わらないんでしょうけど、ベースが変わったら、生まれたものも見直すのかなと思ったんですけど、それはまた別問題ですか。

【中西会長】 条例を見直すかということですか。そうですね、これは条例を、だからつまり今年度改正していくための議論なので、例えばまちづくり条例の中で、多分、先ほどの御理解は、多分ちょっと順番的には逆かなと思って。まず条例というルールが作られて、その条例の中に基本計画が位置づけられるための基本計画が作られたという順番なんです。だから、基本計画があって条例じゃなくて、ちょっと順番としては逆なんです。それで、ただまちづくり基本計画という個別のものが、割と大事なものとしてうたわれている。それはつくられたときには意味があったんですけど、ただ、たくさん計画が出てきたので、たくさんある計画のほうを、これ、条例に多分何らかの形で、これを大事にしますよと書くんです。恐らく。やるとしたら。だから、一つのものじゃなくて、こういったものがまちづくり条例を運用するときに大事な計画ですよということは言うので、よりどころはあるんですよ。それが無い条例というのはあり得ないと思うので。ただ、だから今まで、それはまちづくり基本計画というものを前面に打ち出していたのを、今ある、大事にすべきものをちゃんと大事なんですよという、

実際運用でも、これからできていく都市マスとか立適は、条例を運用するに当たって大事なものが絶対なくなりますし、それからなくなるかもしれませんが、住環境形成計画みたいなものも大事にしていくわけですね。それはちゃんと、言ってみれば実際に合わせて参照とする計画をこれですよというふうに言い換える。でも、その中に既に今までやってきたまちづくり基本計画の中身が実は盛り込まれているんですよということを説明にあったと思います。

ただ、一方でまちづくり基本計画、ものすごく大事なものを作られた当時の方々とか、思っ  
ていらっしゃるので、なかなかその辺、誤解があるとまずいとか思っているんですけども。  
ただ、これね、まさに先ほどの資料にある、これだけ山ほどまちづくり基本計画が実はまちづ  
くり、市の計画の中に入っているんで、そういう意味では、発展的にちゃんと、なくなるわけ  
ですらない。精神はですね。とは思いますが。ちょっと難しい、いかがでしょうか。

【古谷委員】 まだなかなか理解できない部分があるので、確認ですけど。総合計画は一種の  
理念的なもの、実際の行動を制限するものとして条例、法的制限かけられるとき、条例という  
扱い、理解はしているんですけども。今も読んだ限り、条例の中に…条例のテーマをある程  
度絞ろうというお考えもあるのか、ないのか。割とこの基本計画も、もう少し違う言い方をす  
ると、まちづくり条例、建築とか土地利用とか、割と、いうものであれば、ある程度、理解し  
やすいんですけど、住む環境というとすごく広がってきて、どの範囲までをまちづくり条例、  
今も割と広い範囲、実は。なので、まち審、この審議会でも割とハード的なことかなと思っ  
たら、実は深かったという驚きもあるんですけども。同じようにまちづくり条例、そういう扱  
いにするのが、ちょっとまだ理解できてないんですけども。

【中西会長】 私の理解なんですが、まず事務局からちょっとどうお考えか、まず答えていた  
だいて、少しやりとりできればと思うんですが、いかがでしょうか。

【三澤課長】 イメージがつきづらいのかなと思うんですけど、まちづくり基本計画がこれだ  
け総合計画でマーカーで示されているんですが、手厚く入っていると言えば手厚く入っている  
という言い方もあるかもしれないけど、我々からしてみると、かなり散在しちゃっているんで、  
具体的にじゃあ何か開発事業、事業者がやりたいんですよと言ったときに、まちづくり基本計  
画に今は…今はですよ、まちづくり基本計画を原拠に指導するという話なので、本来は事業者  
がこれ全部読んできて、逗子のまちづくりこうなんだから、これに即したような計画にしてく  
ださいよという話なんですけど、これは無理じゃないですか。だから、原拠は、都市マスだと思  
うんですけど、都市マスタープランをせめて、例えば地域別構想みたいな、例えば小坪だっ



たら小坪の計画があると、できるわけですよ。小坪としてはこういうまちづくりが望ましいという計画ができれば。そこを読んできて、我々は指導するにしても、小坪はこういうまちづくりを求めているんだから、あなたのこの計画であって、こういうふうに改善してくださいという指導もしやすいということになるので、基本的にまちづくり基本計画というのをもうちょっと絞ったものに計画になれば、事業者も理解しやすいし、我々も指導しやすいということなので、そうしていきたい。だけど、それは都市マスだけではないと思うので、例えば景観計画というものがあるわけですから、小坪の景観はこういうものという、景観計画、手厚く書いてあるわけです。小坪は景観とかは書いてないけども、でも、丘陵地・緑地だとか、中心商業地だとかって、結構細かく書いてあると思うんですけど。それに基づいて、指導が…指導とか開発誘導ができるようになるというのが今回のメリットだと思うんですけどね。だから、その反面、さっき森が説明したように、割と広い、要するに土地利用以外の部分については、ケア、今でもできてないんですけど、現実的には。だからそこについては具体的に事業をやりたいのであれば、事業でできる市民協働提案制度というものもありますから、それを利用される。そちらははっきり言っちゃって、話が早いんですよ。実際事業できるわけですから。市民は。計画に反映して、計画に反映されたものが事業を起こせるなんて、何年後なんだって話なんですけど、実際計画でも事業ができるんだったら、そっちのほうが早くて、その事業がいい計画である…いい事業であれば、当然計画へも必然的に反映されるという。まさに逆になるという形ですよ。そういったこともできるので、ちょっと話が後半のほうに行っちゃったんですけど、そういうふうに整理したほうがベターじゃないかなというところで、提案させていただいてということになります。

【中西会長】 私の理解では、最初に作られたまちづくり条例はまちづくり基本計画で、かなり広いまちづくり、ソフトも含んだかなり広い概念で使われていて、それはそれで非常によかったと思うんですけど。ただ、若干その曖昧というか、広すぎちゃうことが、逆に提案制度が使われないみたいなことを生んでいる面もあるので、形上は少し土地利用とか空間とか、場のことに寄せていくような整理にはなると思います。ただし、それは、それ以外のことをなしにするわけじゃないので、別途の、ちゃんと行政としては別のところで受け止めるように整理しますよということなんですよ。だと思っています。ただ、それをどう考えるかで、少しまちづくりという範囲を明確化するほうが、運用上いいだろうというのが今の御説明ですけれども、一方で、それはまちづくりってもっと総合的なものだろうという理念に対しては、ちょっと

後退しているとみなされかねない部分もあるんですよね。そこはちょっと考えどころだと思うんですが。

【古谷委員】 そうすると、たまたま私は建築業をやっていますので、その視点から見ると、先ほど三輪さんも開発という言葉が使われましたけど、まちを具体的に動くときに、民間が何かをここで何かをしたいと思います。そのときに、どういう方向に指導してもっていかうかと、市のビジョンを伝える手段として、他都市だとマスタープランの下に何かそういった系の条例なり何なりがあるようなイメージを持っています。逆に、なので、この中に…さっきの市民提案という、市民参加型シビラリゼーションという意味でも、とてもすごいので、それを独立した後で話しましょう。それはそれでいい。ただ、現実、だから逗子市で何かを事業を行いたいという人は、どこを見ればいいのかというのは、確かにちょっとイメージがつきづらい。さらに今回、都市マスが分かりますよね。都市マスとまちづくり条例の関係、どうなるんだろうと。何か事業者からしてみると、事業者、端的に言えば条例しか見ないですから、その根拠となっているものはどっちにいくんでしょう。都市マスにシフトされるんでしょうか。

【中西会長】 それがこれになる。特に、メインはこれになるという運用になると思うんです。これが示されてね、これにちゃんと即してねということを経営に書くんだと思います。だから、今までまちづくり基本計画という単体では存在しないものを見てねということになっていて、この中にたくさん書いてありますという話だったのを、これは理念として大事なんだけど、具体的なことはこっちの計画に書いてあるので、これを見てね、これに従って指導しますよというふうにするので、今のこと、御懸念については、むしろ分かりやすくなるんじゃないかなと思うんですけれども。なので、内容、範囲、実行計画というところが結構実務上は大事になると思いますね。

【古谷委員】 だとすると、ちょっと素朴な疑問が、総合計画は都市マスを出しますよという今、たしかお示ししたじゃないですか。そこでちょっと混乱したんですけど。

【中西会長】 その出した後の都市マスが結構、後で形になってきたと。

【古谷委員】 今回のパワポの2ページ目もそうですけど、今まで総合計画に都市計画マスタープランが内包されていたものが、総合計画から出しますよとおっしゃられたので、ちょっと混乱しました。

【中西会長】 出した後のやつも、出した後のやつが計画上大事ですよということも、条例のほうにもちゃんと書いたほうがいいですね。本当は、議論として、都市マスだけ大事にすると

いうパターンもあることはあるんですけど、ただ、そこはさすがに逗子市の場合、結構、緑とか景観とかというのも条例の調整対象になっているので、皆さん大事にしているので、ちょっと逗子市に関しては都市マスだけが大事なプランというよりは、ほかのものもちゃんとうたったほうがいいんじゃないかということは、これは僕のほうも少し御提案した。

【古谷委員】 逆に言うと、他都市だと都市マスの中に緑の計画が入っちゃったりしている。

【中西会長】 というのもありますけど、最近では分割されているような気がしますね。だから、既存のまちの事例でいくと、ちょっと何か、何型ってありましたか。これでいくと、大磯なんかやっぱり町の規模の問題もあって、都市マスが大事ですよと、一つだけ挙げていますけれども、少し国分寺とか町田とかのように、ジャンルに含むようなものを用意して、それが大事というふうにしていくということがあって、少し、逗子は総合的な感じがするので、運用上は都市マスだけと言ったら、多分楽だと思いますけど。

じゃあ、足立委員から順番で。

【足立委員】 ちょっと私が不勉強でよく分かってないんですけど。今、都市マスはまちづくり基本計画の中に溶け込んでいた、総合計画の中に溶け込んでいるまちづくり基本計画の中に都市マスが入った状態だったと思うんですけど、実行計画となっている8番目のところ、都市マス、立地適正化計画、環境基本計画とかいうものは、もう既に独立してあることなんですか。それとも溶け込んでいるものなのか。

【中西会長】 これはありますね。この2つは今作っているところです。本年度完成。

【足立委員】 もう溶け込んでいるもの、もともとあるものを並列に並べる形に変えていこうという感じなんでしょうか。

【中西会長】 総合計画は今、外出しで整理をしたので、もう溶け込ま…理念の部分だけ溶けている。

【足立委員】 なるほど。ただ、まちづくり基本計画と同じ関連になるということですか。溶け込んでいるものは昇華させて、独立して都市マスと立地適正化計画は実行計画に移して、あとはもうもともとあるものをその並びで実行計画と位置づけるという形になるんでしょうか。

【中西会長】 そうですね、そういう感じかなと思いますね。

【足立委員】 分かりました。ありがとうございました。ちょっと頭の整理がつかなくて。

【中西会長】 もともとのまちづくり基本計画が何か基準というよりは、かなり理念に寄っていったもので、総合計画的なものだったと思うんですよ。それは大事だよということは

ですけれども、でも、それは姿勢は全部総合計画が大事にしていくのは事実ですので、なので、もう少し実際の計画がたくさんあるので、それをちゃんとまちづくり条例として大事にすることを位置づけませんかという提案だと思います。

【古谷委員】 今の関連して。6ページで言うと、どれに当たるんですか。

【中西会長】 6ページで言うと、これに近いんですかね。国分寺はまちづくり基本計画というのは存在はしてないんです、単体では。このたくさんあるものをまちづくり基本計画と総称しますというふうに条例の中に書いてあるんですね。山ほど書いてあるんです、計画が。ですので、ちょっとマニアックすぎるところがあるんですけれども。ある程度、これに近い提案ですかね。

【三澤課長】 そうですね、そうだと思います。

【古谷委員】 下の町田市とは違うわけですか。

【中西会長】 町田市は、都市づくりマスタープランというのがあるんです。この下の4つを一つにまとめたものがあるんですね。山ほど計画がある中で、そのプランをちょっと一つにまとめたものとして、都市づくりマスタープランというのを作ったんですね。これは実は図としてはもう少し整理が進んで、これ全体で都市づくりマスタープランということが、1冊にしてある。それは計画をちゃんと整理するという、ちょっと別の話には入ってくるので、今回については国分寺市さんの方向に近い提案かなと。

【矢島委員】 すみません。整理といいますか、分からないことがあるのでお聞きしたいんですけど。このまちづくり審議会、2年か3年させていただいているんですけど、今まで確かに土地の開発だとか、こういうのをかけるとか、そういう建築行為とか開発行為、それが都市マスというふうにくくられるのか、ちょっと分からないんですけど、そういうことがメインでやっていたじゃないですか。でも、これからはそれ以外に緑だとか交通だとか、交通の何とかとか、そういうのも我々のこういうところで、また例えば市民の人たちがそういう協議体を使って、そういう提案が来たときに、この審議会でもんで、どうするかという形になっていくようなんでしょうか。

【中西会長】 そこは…じゃあ、ちょっと事務局から御説明いただいて。

【三澤課長】 いや、そのまちづくり提案制度が出てきた暁には、そうなります。というか、今でもそうなんですよ。

【矢島委員】 だから、それをまた出してほしいというところもあるだろうから、こういう形

にしているのかなという気持ちもあります。今まで本当に開発行為のほうをメインでやっていたので、本来はもっと違うことあるんだけどということで、そういう市民からの意見を頂戴したいから、こういう形にしたいということだと思って、確認の意味で聞きました。

【中西会長】 事務局側の議論では、実はもう土地利用に特化した条例と審議会にするという手もあるし、現実その仕事の比重が圧倒的に高いので、そうする案もなくはなかったとは思いますがね。ただ、もともとまちづくり条例をつくったときの趣旨は、でも、もっとこのまちをよくしていこうというのが、さすがにそれをごそっと出して、例えば横須賀市さんなんかだと、土地利用調整条例と、そのままの名前の条例なので、その審議会、土地利用調整審議会というのがあるんですけども、そっちにだんだんと行ってしまうのは、ちょっとさすがにもともとまちづくりを大事にしようとしてきたということが、あまりにもちょっとなくなりすぎるんじゃないかなとは思っていますし、やっぱり市民の、今まで事例がないとはいえ、地域の方たちがこういうことをやりたいなというときの受け皿の仕組みはやっぱりあるべきだろうと思っているので、今回のような整理になっているんですね。ただ、だからここに横に並んでいる実行計画というのがあるのであって、緑とか環境とかも関係するところは緑なんですけど、実務上の大事なところは都市マスが基本になっていますかね。そういう気がしますがね。

【岡川委員】 お話の続きなんです。今までどちらかという、条例等に照らし合わせて、それが適格かどうかということをやってきたじゃないですか。今後出てくるとして、例えばですね、逗子の銀座商店街がみんなまとまってですね、再開発やりたいと。ものすごい高いビル建てたいんだという話が出たとしますよね。これ、この仕組みにのってくるとい感じなんですか。

【三澤課長】 のってきますね。

【岡川委員】 のってきて、我々のところに話がくるじゃないですか。そのときには条例上は今のところできないですよという話になるじゃないですか。それで終わっちゃうのか、それともその条例をもっと変えるべきだというほうの議論になるわけですか。

【三澤課長】 当然そうなってくると思いますね。

【中西会長】 もしそこまで機運が高まれば、それはむしろ議論の場としては用意する。それで最終的に実現するかどうかは、もちろん議論が必要だとおもいますがね。

【三澤課長】 もっと言うと、今でも地区まちづくり計画で地区計画に相当するものは、地区計画にランクアップするための前のものなんですけど、地区計画で計画がそこで基準が設けら

れた場合は、それをまちづくり条例の基準とするとなっているんですよ。ということは、逆に言うと、地区まちづくり計画でオーソライズされた規制は、そっちが尊重されるんですよ。だから、極端な話、まちづくり条例で高さが20メートルになっていたとしても、地区まちづくり計画で30メートルですよという計画があって、それが出たら、30メートルはできるんです、今でも。

【古谷委員】 都市計画法上の…。

【三澤課長】 逗子はあくまでもまちづくり条例で高さを決めているので、都市計画の例えば高度地区とか決めているわけじゃないので、基本的にはだから地区まちづくり計画が優先されるんです。

【古谷委員】 えっ。

【中西会長】 意外な。

【古谷委員】 意外。

【中西会長】 仕組み上はそうなんですね。ただ、それはそうでいいということは誰も気づいてなかったのかもしれないし、あるいはいずれにせよ地区の行政が高度地区をかけるよりも、ある意味、合意形成するという、大変面倒くさいプロセスがあるがゆえに、今まで運用されてなかったというところはあるだろうと思います。

【三輪委員】 私もそれを初めて聞いて、今まで何をしていたんだろうと思ったんですけど、その例えば建物が高くなった場合ですね、20メートルを超えた場合。その何ていうんですか、何をもち、例えばですよ、どこを議論して、それがオーケーですよというふうになるのでしょうか。

【三澤課長】 それは地区まちづくり計画を策定するに当たっては、当然ハードルはあるので、地域の合意形成が原則になっているので、合意形成もせずに自分たちで決めたものを勝手にぼんとできるわけじゃないですよ。地域の理解があって初めて計画が策定されて、それを市が承認するというんですかね。そのプロセスを経た上でやるわけです。地区計画もそうなんですけど、そこが前提になってくるんですね。

【中西会長】 議論が後段のほうにあって、それはそれで結構なんですけど、前段、むしろ計画体系のところは、そんなに大きな、まだ御理解の途中かなと思いますので、もし何かあれば、また。その上で後段の話を一度整理した上でまた今の話をしたいんですけど、よろしいですか。

ちょっとじゃあ後ろのほうのスライドで、ちょっと今の話に踏み込むんですけども、今、

なぜ地区まちづくり計画がテーマ型まちづくり計画があまり使われないかということ考えたときに、計画を認定するというか、議論する仕組みで、この中でいくと、今の高度地区というのは、ここを突然要求している仕組みになっているわけですね。でも、市民にとって、計画を作るのが最初にバーンと目的として出てくること、そんなにないと思うので、もうちょっと話し合う前段の部分を、計画を支援するんじゃなくて、協議会とか協議する体制を支援する形にしたほうがいいかなというのが、今回の事務局提案の趣旨になると思うんですね。ということもまず前提にさせていただいて、この案がいいかどうかということと、でも、それをやったときに、今言ったような、駅前でそういう動きが出たときに、実際にどういう議論をするのかという話がリンクしてくるので、ちょっと先にこれを説明させてもらいました。すみません、ちょっと話が飛んでしまいましたが、規制との関係についての考え方というのは、この場で御意見いただければと思います。

ただ、今の話だと、仮に、結構実はここに行くまでにまたかなりハードルはあるわけですね。各審議会、当然都市計画審議会とか、そういったところの議論も経るので、実はいくつも、何回も合意形成、それから行政内の議論があるので、そう簡単に、30メートルにしましょうという話にはならないとは思うんですね。現実には。ただ、ルートというか、話し合う枠組みはありますよということになると思います。

【古谷委員】 それは市民参加型なんですね。

【中西会長】 そういうのが実は今までもあったんですが、もうちょっとそれを市民参加型のまちづくりとかの関係性とかにつなげようというのが、条例の根本にはあったと思うんですね。それが今まで見えてなくて、調整のところばかりやっていたんですけど。

【古谷委員】 そういう意味では、市民合意とか市民意識を高めるための協議会をつくる支援をするということですけど、どの程度まで、例えば専門家の派遣とか、会を運営する上で運営費の補助とか、具体にはそういうことがないと現実的に難しいと思うんですけど、その辺はどこまで今、イメージされていますでしょうか。

【三澤課長】 今現在も、アドバイザーの派遣と、あとお金の支援ですね、は制度としてあります。だから、それを基本はベースは存続させようと思っていますけど、あとはそのほかの事例とかを見させていただいて、もうちょっとこういう制度があればいいというのがあれば、それは取り入れたいと思いますけど、それは多分、条例の中で規定するんじゃなくて、運用基準みたいなので、多分やっていくのかなと思っています。

具体的に、グリーンヒルなんかで支援したときは、やっぱり専門家の人を派遣して、そこでまち歩きして、何回か会議を持ったりということをやったり、あと会報を作るだとか、ビラ作るだとか、そういったときに例えば1年間に限って、10万円だったかな、支援するのを3年間できるとか、そういうことはやってきましたけれども。

【古谷委員】 例えば、具体的な団体の名前を出したりするのがいいのか悪いのか分らないですけど、もともとまちづくりにいろいろ市民が手弁当でやっている団体があるじゃないですか。手弁当で、自前で。市との協力関係もありながらも、手弁当でやっている団体。それがこういう協議会方式として、改めて市が認めた団体になることが可能だという理解でいいですか。

【三澤課長】 そうです。はい。

【古谷委員】 あともう1点。そういう意味では市が認めたと言っちゃいましたけど、ここで協議会を、まちづくり協議会、名称はいろんなのをつけていいでしょうけど、するということは、市が認めた団体という理解でよろしいですか。

【三澤課長】 認めたということ何か、どういう理解するかなんですけど、別に活動を話し合う場を認定しただけであって、あなたたちがやっている活動が公的な活動なんだよということを、何かお墨付きを与えたみたいな形ではないのかなと思うんですね。

【古谷委員】 そのポイントが大事だと思うので、そういう活動の方針なり理念なりを提案して、協議会として認めてくれるということですね。

【三澤課長】 そうですね。だから、そこはちょっと我々もハードルを下げるつもりなんですけど、今のところ。下げることによって、じゃあどこまではオーケー、どこまでがいやということになるのかというのは、ちょっと慎重になるべきかなとは思っています。

【古谷委員】 もちろんそうだと思います。でも、動いているほうとしては、公からお金をもらうということは、私たちの活動は市が認められたと言えると思うんですね。その表現の仕方はいろいろありますが、少なくとも市の理念と合致していて、私たちはだから公のお金をもらっているという意識になると思うんですけど。

【中西会長】 だから、まさにこのまちづくり審議会の場で、ここは認定すべきかどうかという議論をする場ですよ。前段として。

【矢島委員】 私ごとというか、東逗子という逗子の1個先なんですけど、逗子と比べると本当にさびれちゃっているんですね。実は駅のそばに広場がありまして、4年後か5年後に市の施設があそこに建つんですね。そうすると、やっぱり駅前、変わると思うんです。今、使い勝



手もすごく悪いので、例えば駅前再開発協議会みたいのを商店主とか地元の人たちと立ち上げて、協議して、例えば道路を拡張したいから、ここを広げようよ。でも、建物の面積減っちゃうから、じゃあ高くしようよとか、そういう提案を例えば協議会を通して、したいんだという目的とかそういうのでこちらのほうにもってきて、審議してもらって、それ、オーケーとか駄目とか、そういう流れで進んでいけばいいということですか。

【三澤課長】 そうですね。

【矢島委員】 ああ、なるほど。

【中西会長】 もともとあったんですね。ただ、もともとは計画を認定する仕組みなので、最初から計画まで作ってもってこいみたいなものに近かったんですね。その前の前段支援もあったりする。今は、まず話し合う場をつくることをということで、そうすると随分ハードルが下がる気がするんですよ。今おっしゃりたいことは、まさに。それを個別にやらなきゃいけないのというときに、なかなかハードル高いけれども、でも話し合う場はまちづくりの中で、枠組みで、ちょっと集まりやすいし、話し合いもしやすい。そういう仕組みですね。

【矢島委員】 そうですよ。景色が見やすいということは、こういうふうになるという、景色が頭の中にイメージできれば、やろうかなという気にはなると思うんですよ。実は一方通行、昔一方通行だったんですけど、今、両側通行になっているとか、商店の人はそれを変えたいと思って、いろいろ言っているんで、そういうのをまとめて、じゃあやっちゃえばいいわけですね。

【中西会長】 もちろんその先には、現実にはできる、できないという話も入ってくるんですけど、話し合いできなければ、そこにもってない。そのために話し合いの場のほうを認める仕組みにしましょうと。大分違ってきて、捉えられると思うんですね。今までも似たようなことができたはずなんですけれども。

【関委員】 戸建てのまちづくりなんですけどね、例えばハイランドなんかで問題になっているのは、1宅地が広いのがどんどんどんどんそれが混雑というか、一軒家が三軒家になっちゃったりするわけですね。その辺のところで、まちづくりとしてはすごく悪くなってきつつあるわけですし、それからコロナの影響かどうか、逗子市も魅力があって、人がどんどんどんどん来るとい状況の中でね、不動産価格も高くなると、どうしても小刻みになる。それを、そうするとそこに住んでいる人たちのどうしてああいうふうになってきちゃう。阻止するというか、街並みをできるだけよくしたいというときに、この方式が例えば市民参加の提案みたいな

ものがそこに入り込んで、何とかいい提案を入り込める方法がこの中であるのかどうかということですね。

【中西会長】 このルートが多分それに近いと思います。ルール。今の話だと、敷地分割、敷地の最低規模を、この地区だけつけるかつけないかみたいな議論をする場を設けて、それをやりたいねということになったときに、これを検討できるみたいなルートがあるので、話は、このルートはオーソライズできているとは思いますがね。

【関委員】 開発事業者に対する押さえと、住民の参画が同時にできると良いですね。

【中西会長】 今まででは最初からがっちりしたものをかなり合意要件を高くして、最初からちゃんとしたものを作ってこいというのが条例に書いてあったみたいなのがちょっとあるんですね。だから、できることはできたんだけど、ちょっと難しい仕組みに見えてしまう。前段の場を用意するところになると、今のようなお話で、皆さん集まりましょうというのが、やりやすくなる

杉田さん、何かありますか。今の。

【杉田委員】 今のお話聞いていて思ったんですけども、話し合う場を設定するって、すごく大事だと思うんですね。それが議論が成熟して、実際に計画に反映されることが一番いいんですけど、たとえそこでもしもうまくいかなかったとしても、その場で話し合った経験って、すごく大事だと思うんですね。じゃあ次、例えば事前にもう少し早めにこういう問題、似たような問題が出そうだから、もう一個、協議会を立ち上げようとか、その経験というのは、市民の周りに蓄積されていくということがとても大事だと思っていて、そのための制度でもあるのかなと今、お話を聞いていて思ったので、とてもよい制度になるのではないのかなというふうに感じて聞いておりました。以上です。

【中西会長】 もちろん、でも通常は使い次第なので、ツールをよくすればいいということで、直結はしないですけど。ただ、使い方がね、イメージできると、よりいろんな使い方ができますよね。いかがでしょうか、ほかに御質問、御意見あれば。

【古谷委員】 この協働事業提案制度は、既存の仕組み上でできているから、それをアピールするという、もうちょっとこれを、今の総合計画からいったまちづくり条例なんかと別建てでと。先ほどのビジョン、総合計画の下に実行計画のビジョンでいろいろ条例を含めてひもづけされていくじゃないですか。これは独立したこういうものをつくる。

【中西会長】 別にあるんですね、既存のものとして。

【古谷委員】 既存のがあるから。それは体系的なまちづくり条例の中に。

【中西会長】 外…外ですね。別建て。

【三澤課長】 いや、それはあくまでも既存の仕組みがありますから、そちらを活用してくださいということなので、それをまちづくり条例に組み入れるということは考えてない。

【古谷委員】 まちづくり条例が外に。

【中西会長】 別にある。

【古谷委員】 別に、今もある。

【三澤課長】 今もあるし、これからもある。

【古谷委員】 これからもある。

【中西会長】 なので、それは行政、こっちから見たときに、まちづくり条例が全てのものではないし、これはやっぱりソフトのことだと、しかも活動内容からすると、じゃあむしろこっちにいたほうがいいですねという、窓口としては多分機能するんだと思うんですけど、適切に御案内するみたいなイメージになるのかなと思います。むしろ、そっちをやりたい方も、そっちをやりたい方のほうが多いかもしれないですね、場合によっては。

【矢島委員】 やるとしたら、まちづくりの計画拡張のほうで、まずそこだけいけばいいんですよ。

【中西会長】 そういうことになると思います。

【矢島委員】 勝手に動いて、例えば自分というか、一般の人たちだけで集まって、ああしよう、こうしようといっても、なかなかまとまらないと思うので、専門家とか入れちゃうじゃないですか。その前に、こちらのほうでこういうことをやりたいんだけど、どうしたらいいという御相談を投げかけて、指導を受けながら動いたほうがいいということですかね。

【三澤課長】 もちろんそうです。

【矢島委員】 そうですよね。だから、変な人って変ですけど、そういう業者さんが入ってきちゃって、どうのこうのということの前に、こういうことを考えているんだけど、どうしたらいいでしょうかという。分かりました、ありがとうございます。

【中西会長】 大分使い方のイメージが。（笑）でも、これ大事な話で、私も仕組みだけ用意してもなという気持ちも一方であったけど、実例が出てくるのがいいことだと思いますね。

ほか、いかがでしょうか。

多分、今、何かよさそうな気がするという反応には見えるんですけど、多分、そこで認定す

るといのはどういうことなのかとか、どういう支援するのかとか、具体的な話もこの後、もしこれでやるんだとなったときにあると思うので、それは今後、来年度かもしれませんが、提案をいただける。

何か今この場で検討しておきたいことがあれば。議論としてはこれで終わりじゃなくて、次回も…あ、どうぞ。

【三輪委員】 割と建築基準法というのは割と分かりやすいんですね。集団規定というのがあって、単体規定というのがあって、集団規定というのはまち全体のでかけないかというのと、単体規定では、それを具体的にするには中身をどうしたらいいのかと、階段の幅はこれにしないとかね、細かいことが出てくるわけなんですけれども。この条例も、要するにテーマ型というのは、というのが頭にあって、それは集団規定みたいなもので、それを細分化したのがその下に出てくるというような、何か一つにまとまることがないんでしょうか。一つにまとまった姿はそこなんですか。

【中西会長】 まとめるイメージですよ。今の提案としては。

【三輪委員】 頭に入ってくる順番のイメージなんですけれど。

【中西会長】 私もそれは整理がついていませんが。事務局的にはどうですか。今、先ほどのテーマ型の地区型と。多分、両方包含したものとして、まちづくり協議会を支援する。

【三澤課長】 そうです。その基本にあるとおり、入り口は1個にする。今はもうテーマ型だったらこっちですね、地区まちづくり計画だったらこっちですねと言っているんですけど、最初の一つにして、やりたい内容によって単体規定的なものだったら地区まちづくり計画に与えようとか、何か集団的な、東逗子のまちづくりだったらテーマ型。テーマ型という言葉はなくなりましたが、こういった行政計画とか事業計画に反映できるような方向に行ってくださいという橋渡しをする、交通整理か、するというイメージですね。

【中西会長】 議論したときに、何か地区で、この地区こうしたいという話と、例えば全体を自転車で走りやすいようにしようという話と、最初からぱっと分かれているというのは、実はそんなにないんじゃないかなというのがあるので、なので、まちづくり協議会という、いろんなことを話せる、まちづくりに関していろんなことを話せる場を置くと、結果としてテーマ型にいてもいいしという順番になるのかなとは思いますが。

【三輪委員】 あと1つ、建築基準法だと、必ずこの限りではないというのが出てくるんですよ。（笑）要するに、いろんなことで提案されたものに対しては、この限りではないと。建

築基準法というのは、最低のレベルを示しているものであって、あらゆることを検証した結果、この限りではないというのがあって、大変すばらしいんですけども、ああ、逗子市もそうだったんだと、非常に民主的ですばらしいところに、すばらしいところだったなど。これこそ魅力的な話で、これがいろいろ盛んになってくると、やはり日本でも非常に重要な条例の在り方になるのかと。今日初めて気がつきました。

【古谷委員】 同感です。

【中西会長】 ある意味、好意的に受け止めていただいた感じはありますが、実際大きな、こうしたいということと、あと基準をどうするかというのは、結構議論、後で必要になってくると思いますけど、継続審議だとは思いますがけれども。確認としては、計画体系にせよ、この市民の参加、あるいは参加の仕組みだとは思いますが、そういった、ちょっと大枠はこの方向で進めることでよろしいですね。前向きに御理解いただいたとは思いますが。

じゃあ、事務局はこれを念頭に置きつつ、進めていただければと思いますので。

【三澤課長】 今回はもうちょっとブラッシュアップしたものをお示ししたいと思います。ありがとうございました。

【中西会長】 ありがとうございます。じゃあ、次の議題に進めたいと思いますが。今度議題4ですね。今度は非常に現実的な話ですが、4、総合計画実施計画に係る進行管理について、進めます。これ、事務局から御説明をお願いします。

【三澤課長】 それでは、また再びですね、スライドを見ながら、森より御説明いたしますので、よろしくをお願いします。

【森主事】 総合計画実施計画に係る進行管理について御説明させていただきます。こちらについては例年お示しさせていただいている内容ではありますが、改めて御説明させていただきます。

まず、この目的ですが、総合計画の実施計画の期間中に、推進して取り組むべき事業、リーディング事業と呼ばれるものについて、毎年その目標に対する自己評価を行い、事業自体の進捗状況を確認することが目的となります。本日は2022年度、昨年度の目標に対する御意見をいただきたいと思っております。ここではあくまで年度別の目標に対しての評価となりますので、事業自体の必要性や事業内容についての御意見をいただくことは、今回の目的ではございません。

評価の視点としては、大きく2つあります。1つ目は、年度別事業計画に沿って事業を進め

られているかどうか。2つ目は、担当課が行った事業管理表の自己評価が適切な評価となっているか。この2点について御意見をいただき、最終的にはa、b、cの3段階で評価していただくこととなります。

御意見をいただく前に、簡単に総合計画の計画体系について御説明させていただきます。逗子市の総合計画の計画体系は、総合計画を最上位に、基幹計画、個別計画の3層構造となっています。この図のように、総合計画の下に5つの基幹計画が存在し、さらにそれぞれの計画に対して枝分かれする形で個別計画が存在しています。その中で、まちづくり景観課が所管する計画が赤色の部分の住環境形成計画になります。

この住環境形成計画の中で、さらに推進して取り組むべき事業、リーディング事業として、土地利用方針の調査検討、計画的なまちづくり推進事業、空き家解消事業、この3つの事業が存在し、本日はこの3つの事業についての評価の御意見をいただきたいと思っております。

次に、計画期間についても御説明させていただきます。逗子市総合計画は、2015年から2038年までの24年間を計画期間としており、総合計画の総合になる計画についても同様に2038年までとなっております。長期にわたる計画となるため、全体の計画期間を前期・中期・後期と期間を区切り、今後の社会情勢や財政状況の推移、住宅ニーズの変化、上位関連計画の改定状況等を考慮して、総合計画の見直しと合わせた時期に見直しを行うものと定めております。今年度は、先ほど御説明させていただいたように中期実施計画の開始年度となります。

このように長期にわたる計画であることから、各計画の目的や趣旨が適切にならないように、個別計画のリーディング事業においては、各年度別の目標を定め、その年度別の目標に対する評価を行うこととなっております。

それでは、早速なのですが、具体的な事業の内容について御説明させていただきます。資料4-2については、3つの事業の総括管理表になりますので、詳細が記載してある資料4-3を御覧ください。前に出ているやつですね。

1つ目なのですが、土地利用方針の調査検討になります。こちらは令和4年度までの目標として、中期実施計画に向けた土地利用方針が検討されていることとなっております。令和4年度の実績としては、これまでに決定した土地利用方針を踏まえて、令和5年度に都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を策定する予定であるため、令和3年度に行った都市計画基礎調査の結果を分析し、市民意向調査を実施しました。市民意向調査の結果の概要については、お手元の資料でいくと、裏面に参考資料としてつけさせていただいております。こちらの事業

の評価としては、令和5年度の中期実施計画に向けて、都市計画基礎調査の実施及び結果の分析、市民意向調査を実施することができたため、目的を達成することができたものとして、a評価としています。

次に、資料4-4を御覧ください。計画的なまちづくり推進事業についてです。令和4年度までの目標は、地区まちづくり計画が3か所で策定されていることとなっております。令和4年度の実績としては、社会情勢の変化や各自治会等の地域課題に対する相談を受け、助言や提案を行った上で調整を図って、昨年12月に条例改正を行いました。しかし、先ほどの議題3のほうでも議論させていただいたように、市民提案に基づくまちづくり協議会の発足には至りませんでした。この事業の評価としては、地区まちづくり計画が3か所以上で作られているかどうかという目標になっておりましたので、計画自体は一つも策定されていないことから、目的は達成できなかったものとして、c評価としています。

次に、資料4-5を御覧ください。こちらは空き家対策解消事業についてです。こちらは令和4年度までの目標は、空き家バンクによる成約件数、延べ20件としておりまして、令和4年度の実績としては令和元年度から開始している空き家バンクのほか、空き家の通報に関する適正管理、自治会と協力し、空き家の実態調査、あとは空き家アドバイザー制度や空き家流通を促進させる事業の実施を行いました。この事業の評価としては、空き家バンクによる空き家の対象件数が令和4年度までに29件となっていることから、目的は達成できたものとして、a評価としています。

私からの説明は以上となります。

【中西会長】 御説明ありがとうございました。ちょっと何の議論をするか、整理のための資料確認ですが、4-2は4-3、4-4、4-5を取りまとめるものということですのでよろしいですね。

【三澤課長】 はい。

【中西会長】 なので、この場で議論するのは、3つの項目、4-3の土地利用方針の調査検討の、この事業評価というのが言ってみれば行政内部の評価なんだけれども、それでいいかどうかというのを議論して、ここに書き込むということですのでよろしいですね。

【三澤課長】 はい。

【中西会長】 そのとき出てきたものが、横の意見というところに、必要なものはなっている。それを4-4、4-5でも同様ということですね。

まず4-3についてですが、これは昨年度の実績ですね。昨年度、本年度既にもう中期の計画に検討したものができたので、ここに書いてあるような中期実施計画に土地利用方針が検討できたということなので、目標達成できたのでa評価でいいんじゃないかということが事務局案ですが、その点いかがでしょうか。検討すると書いて、指定できたからaというので、よろしいですかね。何か御意見等ございますか。これ、意見なしでもいいんですか。

【三澤課長】 意見なしでも、構わないです。

【古谷委員】 そのとおりで。(笑)

【中西会長】 あえて言うとね、今後、調査等を計画的に今後も行ってくださいというような、今後に向けてコメントすることはありますが、特段。もし、後で思いつけば言っていただいて結構です。

じゃあ、次、4-4です。これが一番厳しくて、目標、中段ごろにですね、2022年の目標で、地区まちづくり計画が3か所で策定されているが、全然されていないので、cという自己評価をされています。これ、たしか前回、私がbという案を、ここはやってないんだからcじゃないですかとあって、cに下げてもらった記憶がありますが、今回は最初からそれを見越してcの評価を出してこられたところですが、いかがでしょうか。これもそのとおり…どうぞ。

【古谷委員】 先ほど御説明いただいた市民協働の仕組みが機能したり、もう少し周知していけば、これが活用されることになっていくという捉え方でよろしいですか。

【中西会長】 そうですね、これそのもの、同じものじゃないけれども、改善したものが活用されていくんじゃないかなと。

【古谷委員】 バージョンアップしたものが、こういった趣旨を実現するための方法として、さっきのところに集約していくという理解でいいですか。

【中西会長】 それでいいですよ。

【三澤課長】 趣旨を…。

【古谷委員】 もともとこの計画的なまちづくり推進事業、まちづくり活動に対して市民の支援方法を確立しといった、それが先ほどの方法でも今後続けられるわけじゃないですか。

【三澤課長】 そうですね。

【古谷委員】 その意味では、今回ゼロであるのは確かに間違いないんですけど、将来的にはそれを活用して、趣旨を実現していきましょうという考え方でいいわけですね。

【中西会長】 そうですかね。だから、私の気分としては、この意見というところに適切に活



用されるような仕組みへの改善を期待しますというようなコメントがあるといいのかなと思うんですけど。

【古谷委員】 賛成。

【中西会長】 じゃあ、今のはここに記載をしていただくと。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、今のこの仕組みの改善を今後図ってくださというのを意見として入れて、評価区分もこのままc。

【足立委員】 多分誤字だと思うんですけど、真ん中の丸のところの、最低限度の「機銃」じゃなくて「基準」。

【中西会長】 基準ですね。機銃は困る。

【足立委員】 すみません。今ちょっと見つけたもので。

【三輪委員】 ちょっといいですか。質問なんですけど、この4-4の中段のところに、地区まちづくり計画が3か所で策定されているというのは、これは2022年、去年ですか、それまでに3か所策定されたということですか。

【三澤課長】 いや、策定されることを目標にしていたんですけど、達成できなかったという。

【中西会長】 まあ3か所ぐらいできてほしかったなという。

【三輪委員】 a、b、c、3つの評価なんですね。

【三澤課長】 そうです、3つの評価です。

【中西会長】 そうすると、cとしか言いようがない。よろしいでしょうか。

じゃあ、4-5については、空き家の解消事業ということで、目標が20件成約件数を目標にしていたところ、29件なので、これは目標は大きく超えているので、自己評価的に言えばaですけれども、これはいかがでしょうか。

【関委員】 空き家といっても、いろんなタイプがあると思うんですね。それで、まちづくり的に、景観的に見ると、非常に不快な空き家から、空き家かどうか分からないというところまであって、特に歩いて見ていると、すぐごみ屋敷化したり、それからそれで一步間違えると火事やら災害やらのときに、とんでもないことになるという空き家まであって、空き家の中でもa、b、cランクみたいなのがあるんじゃないかと思うんですね。そうすると、空き家の調査の中にa、b、cランクがつけて、aランクが一番不快な空き家だとすると、いろんな評価程度はある。それで、ただ29やったということではないんじゃないかと思うんですね、市

民感覚としては。例えば、私は小坪に住んでいますけれども、新宿というところを歩いてみると、2か所ぐらい、結構あるんですよ。と思いますけれども、ごみ屋敷化しているところ、あれ何とかならないのかなと。法律もだんだん変わりつつあるというふうに聞いていますけれども、その辺どうなんですかね。ちょっともう少し、積極的にやるんだったら a、b、c みたいなものをつけながら評価していくというのもいいんじゃないかと思いますけどね。

【三澤課長】 単なる解消件数じゃなくて、いわゆる迷惑案件に近いようなものが改善されたほうがポイントが高いとか、そういうことの趣旨ですよ。

【関委員】 その辺は住民協議会なんかでも協力してもらえれば、空き家調査もある程度、ただ実際には空き家、事務局が個人情報になるので入り込めないんでしょうけれども、ただやっぱりそういう評価軸みたいなものを作ってやれば、何かその地図の中に a、b、c みたいなところを、その協議会の評価とか、あるいは役所の評価とか、専門家の評価とか、いろいろあるのかもしれませんが、そんな基準づくりをすると、何か前向きにできるのかもしれないですし、難しい問題ですけどね。という意見です。

【三澤課長】 いいと思います。だから、解消件数のみならず、空き家の状況に応じた評価軸を持って評価するなどの方法も考えたいという、そういう感じですよ。

【中西会長】 それは意見になってくるかなと。要するに件数だけでなく、ちゃんと質というかね、実態に合わせたものを考えてほしいというのが意見になろうかなと思います。ちょっと文言は考えて、そういう趣旨を追加。

ただ、一方で、これがちょっと悩ましいところですけども、目標は20件と書いてあるんで、それが超えてあるということを見ると、右端の評価区分は a ということにせざるを得ないのかなという気もしますが、a にしつつも、ちゃんと実態的にフォローしてねという感じですかね。

ちょっと細かい突っ込みというか、疑問点なんですけど、これ、このシートだけでなく、事業結果のところは目標達成できた。事業評価は目的が達成できた、言葉を使い分けているのは何か意味があるんですかね。「目標」と「目的」を。

【三澤課長】 目標を達成できた。本人が目標…いや、意味ないと思いますね、これは。

【中西会長】 これ、実は意外にでもね、この言葉、まともに捉えると、目的達成できたかという、今おっしゃったように、本当の意味の空き家の解消みたいな目的は達成できてないんじゃないのと突っ込みもできちゃうんで、本当はこの a も、本事業の目標は達成できた。

【三澤課長】 でも、それはありかもしれないです、もしかすると。そうかもしれないです。

単純に左側のほうは数字に対する目標達成状況、右側のほうは数値が達成できなかったとしても、事業の趣旨は達成できたということであればa評価になるということも、そういう意味があったのかもしれないです。ちょっと思い返すと。

【中西会長】 でも、逆もしかりですよ。その数字の目標は達成できているけれども、本来の趣旨としての目的は達していないんじゃないのというのもあり得ますよね。

【足立委員】 そこからは本来の数字が達成できたか分からないですよ。

【中西会長】 そうするとbとかcとかというのもあり得るんですよ。あまり突っ込まなくなるかもしれませんが。

【古谷委員】 確かにそういう趣旨で、関委員がおっしゃった観点で言うと、aというのはなくなっちゃいますよね。

【中西会長】 そうなんですよ。ただ、進行管理で、ここはなるべく少し事務局に忖度的な発言になりますが、数字設定して、それをかなったかどうかというのは重要なことではあるので、20に対して29だと1.5倍近いので、まあまあ頑張っているというとは思いますが、そういう意味で、そういう観点から、ただし意見としてちゃんと実質的なものを求めてもらいたいという形かなと思いますけど。そんな感じでよろしいでしょうか。

ほかに御意見。じゃあ、今の3つの方向でお願いできればと思います。ちなみに、これは来年度以降なくなる。

【三澤課長】 なくなります。

【中西会長】 逆に、進行管理っていうのは、どうなんですかね。

【三澤課長】 それは、進行管理するのは個別に、要するに計画ごとに判断しろということになっていますので、何らかの進行管理をしていく必要があるということであれば、審議会としてですね、何らかの仕組みをつくる必要があると思いますし、この手のものはなくともって、淡々と事業を進めていきましょうということであれば、そういう方法もありますし。それは計画ごとに判断ということになると思いますので。ただ、進行管理はあくまでこの中での進行管理になるので、それが何かシステムチックに今みたいに上に上がっていくということはなくなる。

【中西会長】 これは僕の個人的…まだ現時点では個人的意見ですけど、やっぱりまちづくり条例の趣旨にかなったことができていくかというのを議論する場が1年に1回ぐらいはいるだろうと思っているんですよ。例えば今回のテーマ型のことにしても、事例がなかったがゆ

えに今まで話し合いがあまりできなかったみたいなどころがあって、なので、そういう意味では条例の運用状況あるいは審議会プラスアルファで話した逗子のまちづくりの状況についての総合的な意見交換というのは、やっぱり年に、年度末に1回ぐらいやるとかというのは、これは僕は必要じゃないかなと。それがあつて、進行管理的な意味合いを持つのかなと思います。そうすると、制度の趣旨というのは、いつも調整ばかりしているけど、それだけじゃなかったねということを感じてくれる機会になりますので、ちょっと明確にそういう回をですね、その中の全部の時間じゃなくていいと思うんですけど、30分ぐらいそういう時間をとるとか、そういうことがあるといいのかなというふうに思います。

【三澤課長】 そうですね、そこはそう思います。景観審議会でも実はこの夏に現場見学会をやろうということで、一応完成現場見学会を、この審議会でもやったことありましたっけ。あったと思うんですけど。そういった回も設けつつ、やはり現場第一主義の桐ケ谷市長ですから、いろいろな現場をまず見て判断するというのが重要かと思います。そういう機会があれば、つくっていききたいと思います。

【中西会長】 それはぜひ今後やっていく中では、ちゃんと実質的な進行管理になれば。それはまたちょっと事務局と御相談して、皆様にやり方をお諮りしたいと思います。

よろしいですかね。ありがとうございました。じゃあ、今の件のまとめは、じゃあ事務局に取りまとめをお願いしたいと思います。これは後でメールでいただけるということですね。

【三澤課長】 そうですね。取りまとめたものをメールで、今週中に送れるよね。今週中に送らせていただいて、一応ちょっと期限もあるので、今週末までちょっと見ていただいて、何か異議があればおっしゃっていただければという感じでやりたいと思います。

【中西会長】 ありがとうございました。それでは、本日の議題はこれで以上となります。事務局にお返しいたします。

【三澤課長】 ありがとうございました。次回の日程調整をさせていただきたいんですけど、8月の15、16の午前中。

#### ( 日 程 調 整 )

【中西会長】 時間帯は。

【三澤課長】 同じ時間帯で。

【中西会長】 午前中ですね。じゃあ、16の午前中でいかがでしょうか。よろしいですか。

【三澤課長】 じゃあ、16の午前中で決めさせていただきます。ありがとうございました。じ

やあ以上になりますので、本日はどうもありがとうございました。